サイバー空間の脅威への対処については、国境を越えて実行されるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、不正プログラムを用いた攻撃手法などの新たな脅威に対処するため、サイバー警察局及びサイバー特別捜査部の充実強化をはじめとする警察の人的・物的基盤の強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

安全かつ快適な交通の確保については、近年、交通事故死者に占める高齢者の比率が高水準となっているほか、次世代を担うこどものかけがえのない命が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあることから、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、６年度当初予算額に対して５億円（3.2％）増の164億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、拘禁刑の創設を踏まえた処遇の充実等を行うとともに、社会内処遇として、保護司、更生保護施設等の民間協力者と協働した「息の長い支援」等を実施するための経費を計上している。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、６年度当初予算額に対して180億円（6.9％）増の2,775億円を計上している。また、海上保安庁情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は、６年度当初予算額に対して180億円（6.9％）増の2,791億円となる。

具体的には、「海上保安能力強化に関する方針」（４年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩　地方財政

７年度の地方財政については、骨太方針2024等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、６年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。また、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初となるゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、地方財政の健全化を図ることとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、６年度当初予算額に対して22,305億円（13.4％）増の188,848億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、６年度当初予算額に対して12,921億円（7.3％）増の190,784億円となっている。

その上で、衆議院における予算修正により、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金について、所得税収の減収により法定率分が減少することに伴い、2,056億円減額され、20,249億円（12.2％）増の186,792億円となっている。

地方交付税交付金については、所得税等の収入見込額の増加に伴い、その一定割合である法定率分が増加している。また、地方税等の収入見込額の増加等を受け、４年度から引き続き、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じていないことから、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じないこととしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び個人住民税の定額減税による減収額を補塡するために必要な額を計上するほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（２年４月20日閣議決定）における税制上の措置としての固定資産税の減収額を補塡するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金に必要な額を計上することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、６年度当初予算額に対して2,904億円（1.6％）増の189,574億円を確保している。

⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

⑴　特定の事業を行う場合、

⑵　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

⑶　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

７年度においては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令６法47）に基づき、子ども・子育て支援特別会計を新たに設けることとしている。その結果、特別会計の数は次の14となっている。

なお、「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（仮称）に基づき、エネルギー対策特別会計において先端半導体・人工知能関連技術勘定（仮称）を新たに設けることとしている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（厚生労働省）
・子ども・子育て支援特別会計（内閣府及び厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、７年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、429.5兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、204.1兆円である。

この204.1兆円には、国債償還費等85.9兆円（６年度当初予算比3.8兆円減）、社会保障給付費78.9兆円（同0.5兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）21.6兆円（同0.6兆円減）、財政融資資金への繰入10.0兆円（同増減なし）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は7.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.6兆円（同0.0兆円増）を除いた額は、7.2兆円となり、６年度当初予算額に対して0.1兆円の増加となっている。